

染織文化財保存修復の記録に関する基礎研究

— 東京国立博物館染織文化財保存修復の報告にみる修復記録について —

福山和子

目次

はじめに
 染織文化財の保存修復における記録について
 資料としての東京国立博物館の保存修復の報告書
 報告資料にみる修復の手順と技術考察
 おわりに

I はじめに

日本における染織文化財の保存修復に関する記録については、その様式や規定等について特に定められたものはない。それには幾つかの理由が考えられる。染織文化財を管理する側の歴史資料に対する保存修復の重要性の思想がこれまでに醸成されてこなかったということが背景にあり、更には学芸員等の多忙な業務がその思想の軽視に拍車をかけている状況がみられる。このことは修復の技術者の育成が公的になされず市井の専門技術者に依頼してきた歴史が管理する側に修復の思想を生み出さなかったことにつながり、記録を作成し後世に染織資料を引き継ぐという思想を必要としなかったためと考えられる。

また、修復の技術そのものの歴史は古いが、その技術を標準化し科学的に体系化しようとする研究はその途についたばかりと言ってもいい状況にあることである。それは修復を一部工房の技術者に依存していた事が原因の一つと考えられる。勿論、工房側がそのすべて

を記録している場合もあるが多くは修理修復の完成をもって修復過程の終了というのがほとんどである。さらには収蔵する側の施設の姿勢として染織資料に関する収蔵品管理の必要性の優先順位が意識の中で低かったことも一因であろう。加えて、この事が収蔵施設側の修復費の予算の確保の困難なこともこの状況に拍車をかけることになったと推察される場所である。このような事情が染織文化財(以下染織資料という)の保存修復の必要性、修復の技術、その記録等々の体系化、標準化を必要としなかったのである。

21世紀になり、収蔵施設側が所有している染織品が歴史を重ねたことによって脆化がすすんでいる状況から、その管理保存が見なおされるにいたったこと、さらには収蔵施設側が染織品を歴史資料として目を向けるように変ってきた。

ここで誤解のないようにしておきたいことは過去の技術者の修復や記録が悪いといっているのではない。適切な技術によって修復されているのであれば技術自体に問題があるのではない。問題はその技術が一子相伝的な閉鎖的な環境にあることが修復自体の客観的評価を得られなくしていることと、修復の記録が十分でないことによる資料の履歴が情報として次の世代に伝えられない事を危惧するからである。

近年は染織歴史資料の収蔵機関が徐々に修復の記録を義務づける方向がみられることや、海外からの歴史資料の展示に関係して情報の交換がなされることによる保存管理や修復が

重要な業務の一つであることが声として大きくなったことから少しずつ記録がなされるにいたっているところである。

関係者の研究も徐々にすすみ、関係学会等での報告もなされるにいたっていることがその証であろうし、記録報告が関係機関報告書に見られる事からも大きな保存の意識の変化を感じるところである。

このような染織歴史資料の修復の現状下にあつて修復技術がどのような手順、方法でなされるのかの記録を東京国立博物館報告書を頼りに整理した。以後の修復技術の標準化の参考にするためと記録の方法についての資料とするために基礎研究として検討し、纏めたものである。

II 染織文化財の保存修復における記録について

現在、日本における文化財の保存修復の倫理綱領は日本博物館協会によって整備されつつあるところである。よって染織資料に関する保存修復についての規定も整備の途中にある。

世界においてはアメリカやヨーロッパを中心に規定が整備され、資料の保存や修復についての規定が制定され関係者はそれに則つて業務をすすめている。

いま、保存修復の規定整備や研究の参考にするものは4団体の倫理綱領⁽²⁾があるがAIC (The American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works) の倫理綱領と実務基準を参考にしたい。この団体は規定整備後の活動の歴史があり、また、これにはいくつかの大きな柱がありその一つに DOCUMENTATION として記されている⁽³⁾。

その概要を纏めると、第一には保存修復すべき資料について正確な記録をつくること。科学的な調査や処理について記述と図面等の絵を用いて永久的な記録であること。

第二は記録の程度と種類は資料の物体としての性質や状況によって異なるが、資料の将来の保存に役立つように記録されること。

第三は修復しようとする資料については修復前の状況、構成、素材、資料の状況、それまでの履歴について、検査者の名前を含めて適切な記録がなされること。

第四は第三の記録および観察から修復処置計画をたてる。処置の計画についてその行程の説明、その処置についての客観的理由付け、実行可能な処置の方法、代替えの処置の方法、リスクの可能性まで含めて処置計画がなされること。

第五は処置の過程の記録の作成。処置に当たつての使用する素材とそれらの構成、処置技術の説明の記録。

第六は処置の結果の記録を作成する。すなわち処置する前の状況と処置後の相違、今後追加すべき処置の範囲等について日付けを入れて記録し、次の処置のための準備と情報になるようになされていること。

第七にはそれらの記録の保存管理が正当になされると同時に、公開の必要が生じたときには公開しなければならない義務がある。

以上7項目にわたつて記録に関して義務づけられている。日本における記録の実情はどうなっているかについて、これらの項目を中心に、東京国立博物館の染織文化財の保存修復の報告を資料としてに記録の様式や方法について検討をする。

III 資料としての東京国立博物館の保存修復の報告書

日本においては国立、都道府県立の博物館等の染織資料の収蔵機関では各施設発刊の研究報告書があり、学芸員の研究が報じられている。ただ、保存修復に当たる Conservator の数は極少人数であり、染織文化財の保存修復にかかわる学芸員は更に少なく、よつて研

究報告も数点である。そのような実態の中で、東京国立博物館が昭和55年以来科学研究費助成金によって修復した記録がある。これは繊維の脆弱化等により損傷著しい染織文化財がおおくあることが判明し、昭和56年度より重要資料緊急修理費により保存処置をした記録が当館出版の「MUSEUM」に報告されているものである。

当関係報告の「MUSEUM」第374号、第378号、第382号、第397号、第408号、第429号、第435号、第442号、第446号、第460号、第472号、第483号、第496号、第512号、第522号、第534号に当館学芸員沢田むつ代氏の研究報告が掲載されている。その他染織文化財の修理の報告が第546号、第552号、第558号、第564号、第574号に報告されている。これらを検討資料として修復の記録のあり方について検討をすすめる。

IV 報告資料にみる修復の手順と技術

修復に当たって染織文化財の物としての状況と、修復前の状況、構成、素材、それまでの履歴の記録等について沢田むつ代氏の次の記録を検証資料とした。

第374号「法隆寺献納宝物 唐花文纈羅羅幡について - 重要資料緊急修理 (昭和56年度) を終えて - 」(以下報告文1とする)と第382号「法隆寺献納宝物 錦斜継分袷幡, 平絹襷継分幡について - 重要資料緊急修理を終えて - 」(以下報告文2とする)⁽⁴⁾の2点を主な資料として記録としての検証をすすめる。

1 記述の手順と内容について

- 1) 記述の内容は「報告文1」においては
 - (1) これまでの保存の経緯と修理の経緯
 - (2) 修理前の状況
 - (3) 修理の方針
 - (4) 可能な修復
 - (5) 資料の検証
資料の製作年代の推定と素材の履歴

の推定

(6) 復元(文様)のための試案

(7) 修復依頼先

2) 「報告文2」においては2点の報告内容を含んでいるので各資料に分けると次のようになる。

(1) 修理前の状況

(2) 修理の方針

(3) 修復の方法

(4) 資料の検証, 製作年代の推定等

(5) 修復依頼先

3) 同代のその他の法隆寺献納宝物に関する同館の同類の修復に関する報告書でも同様の手順により記されている。

それではその内容, 記述の方法について検証する。

1 収蔵の経緯と修理前の記録

AICの倫理綱領にそって検証すると、修理前の資料の記録の方法は、まずそれまでの保存のなされかたについての記録がなされる。報告文の「幡」というのは仏や菩薩の威徳を示す荘厳具のひとつで、法会などの際、寺の境内にたて飾るもので、広辞苑によると「～三角形の首部の下に細長い幡身をつけ、その下から数本の脚を垂れたもの」とあり幡そのものは長い長方形の平らなものである。とすれば現存する法隆寺献納宝物とすれば保存方法はたたまれているか、何かに巻かれている事になる。

報告文1では「～この幡は約5メートルほどの鳥の子紙に巻き込まれたままの状態で見存していて、～」とあり、報告文2においても「～鳥の子紙の台紙に貼られ、巻き込まれた状態で保存されていたもの～」とある。幡そのもののそれまでの保存の状態はわかる。

修理前の状況の記録は報告書1では「～拡げるだけで残欠が落ち繊維の脆弱化は憂うばかりであった。修理に先立ち保存状況, 形状, 大きさ等を把握するため全体を展べ拡げる必

要があった。～なかでも、黄地平絹の保存状態は比較的良好で、よく全体の形状を知り得るだけの重要な手掛りを得るに足りていた。～」とあり、さらには、全体の形状の残存状況については「～幡頭部はごく一部を除いて大部分を欠失し、幡足部は全て失われている。～経糸は大部分欠失し、緯糸のみが残存している～」と記録され、修理前の状況が全体の形状、織組織の状態、文様の状況、縫製の状態に至るまで克明に観察記録され、写真による記録説明されている。

報告文2の方では前記同様克明に記されているが、「～紐状の幡頭の空間に、濃紫地錦が縫い付けられている。～」というように縫製や袷の布地の重なり具合まで記録されている。この事は染織資料の記録では大変重要な内容に当たるものである。色、文様、織物名、その扱いの地の目の方向が記され、加えて「～とかく紫系の色は媒染剤の関係で～」と資料の製作年代を推定しての染色の方法にまで及んでいる。

2 修理修復の方針と計画

この報告のように染織資料の残欠布の状況から修復の方針がたてられるが、ここで重要な事は、何故この資料を修復するのかという資料の歴史的評価が的確に、正確に把握されていることが修復の方針決定の出発点にならなければならない。例えば、それは、織物技術を代表する資料であるのがのぞましく、織物産業はその時代の産業技術のレベルを表すともいわれ、背景にある織機技術を駆使して製作した代表的なものが修理されることが期待される。それはそのような技術が現代に情報として伝えられる事が必要であるからである。

一方、それとは別に染織品はそれぞれの時代の文化的価値観を具現した道具の一つであることから、その視点から修復するかどうかを判断基準に加えてほしいのである。

報告文1にも2にも法隆寺献納宝物のひとつ

つであり、上代裂とし、遺物としての価値があること、また古代仏事の法会に欠く事ができないものであり、信仰の対象にもなっていたこと、当時の織物技術の中心的なもの、染色の方法が分かる事、正倉院裂との関係が推察できること、幡の構成が分かる事等から修復する事になったと読み取ることができる。「法隆寺献納宝物のなかには、飛鳥、奈良時代の染織品であるいわゆる上代裂と呼ばれる大小さまざまな裂類、～これらは伝世最古のものとして世界に誇るべきものであり、～」という記述がそのすべてを表現しているのである。

このことが修復の出発点にあり、それを原布のままに保存しつづけることが最も重要な目的になっているのである。

修復方針または計画はその目的にそって計画されるのであり、記録としても目的と修復計画や用いられる技術について検討された内容について記さなければならない。同時に修復技術の可能性と限界について、代替えの手法とどこまで修復するかという保存修復の思想との詰めが修復計画を精緻なものにさせていくのであるからこの部分の記録が重要になってくるのである。

さらに、収蔵機関によっては染織資料の保存方法や公開の方法などによっても修復の方針が決定される事がある。報告文1に「～四枚の裂を合わせて仕立てられた四重の幡である。それ故当初の形に復元すると、四枚の裂を重ねあわせなければならない。これは懸垂する幡だからこそそのように仕立てられているのであるが、現状では常時平置きにして置かざるを得ない。それだと表裏いずれかが見られなくなってしまう。そこで、修理に際して、展示のことも考慮して、表裏別々に、各々を別置きにできるようにすることにした。～」と記録されている。修理後の保存についても「～保存のため表裏別々の桐箱に納め、ガラス蓋をしたが、～」と記され、展示公開の方

法が決められている。一方には修理の方法が種々あるが、今後の公開の方法と収納の方法によって、そこで幾つかある修復技術の中から適切とされた方法が選択されたことが記録されている。

このように、ただ修復のためだけに技術が決定されたのではない事を記録しておく事は、次の修復時の技術選択の理由の裏付けになるからである。

「～これと仕立てたときの針穴を基にして、同系に染めた和紙を代用して幡身の縁と各坪の界を復元することにした。～」と、この記録のように技術の説明が明確に伝えられる必要がある。

3 修復方法の記録

修復の技法は資料の保存の継続性にとって最重要な事項である。初回の修復の方法によって二回目以降の修復の技術が示唆されたり、限定されたりする事が往々にしてあるからである。故に修復方法の記録は、資料其の物の修復にとっての科学的、客観的視点からの分析とそこから導きだされる技法について正確に記録されることが期待されるのである。

1) 素材の分析

素材の分析については修復前の記録の段階で資料の概要は記録されるであろうが、修復の方針に則って修復に用いる材料と技術を決定的ため、素材の分析が重要になってくる。その事は染織資料の製作時の素材と修復時に用いられる素材との時間差をより近付けることであり、その記録が次の修復時までの時差を詰める素材の選択をする事につながるからである。

具体的には、写真、顕微鏡写真、素材の科学的分析記録、写実的スケッチ描写記録、文章記録の方法でなされる。

報告文2には「～緑地平絹の紐状幡頭部の鏡面にあたるところは、濃紫地錦が縫われており、その下端に縫い絞りと思われる紫地錦

縦平絹が付着している。その下方には紫地錦が、さらにその下には赤字錦が続いている。～」と資料素材が克明に記録され、さらには「～個々に細かくみていくと、～濃紫地錦の部分は袷仕立てとなるものが、表と裏は裂の経糸方向が異なっている。ということは、この錦は経錦と思われるもので、表は裂を横位置にあらわし、裏側では逆に縦方向に裁断して袷にしている。～」とあり、素材に関しては原材料名、織組織、経糸緯糸の方向性を、構成方法については素材の積み重ねの順序や方法まで記録している。

2) 縫製方法

次に修復に関する縫製の箇所と技法と補充素材について記録されることが必要になる。「～赤糸のZ撚り双子糸を使い、針目、間隔とも0.5センチ前後である。縁の部分は坪裂を挟んで縫うだけなので、針目は0.2～0.3センチ、間隔は1.3センチ以上と非常に粗い縫い目である。縫い糸は白色Z撚り双子糸を使用する。下端部も同様に～」と資料の構成の状況が克明に記録されている。これは記録者が直接修復に関係しないと記録できないところである。

一般には、修復に実際にあたる技術者が観察しながら修復するために依頼した収蔵館等が直接修復作業に関わらない限り依頼施設側には上記のような記録は残りづらいものである。ゆえに報告書には修復した実際の具体的な修復技術に関する記録は少ない。因に修復にあたった工房の記録から技術をみると次の記録が参考になる。

実際に修復する立場にある(株)宇佐美松鶴堂の報告⁽⁵⁾にみると本研究の資料とした記録と比較すると、修復に直接あたった修復者の記録である事がわかる。それによると「～裏地は旧裏地と織、色とも似寄りの裂を新調し、補修、補強した表地と合わせて旧の縫い目をたどり、～」また「～裏との縫い目の折れ山はずじ切れている。また縫い糸が弱って切れ、

ほころんでいるため、慎重に縫い合わせを解き、襟、表、裏、紐と別々にした。～」と記されている。

記録には、何の、何処を、どのように、何を用いてどのような技術、具体的にはまつたのか、くけたのか、かがったのか等々の記録が必要であり、修復した技術の記録が必要なのである。

3) 構成寸法 (法量) の計測

全体の概要としての寸法については資料の修復前の記録に記されることになるだろうが、細部の各箇所寸法 (法量) を計測、記録する。構成図による記録が一般的であるが他との比較が必要の場合には一覧表にする場合もある。

修復を重ねる場合には初回のこの計測のデータが基準になるので厳密な計測が期待される。時には布のづれ、つれ、よじれ、等により布地が外形と異なる形状をしている場合があり、修復の途中の解く作業の段階で正確に計測をする必要がある。記録は図解等によることがのぞましい。

4) 保存方法の記録

修復した染織資料をどのように保存するかは修復過程の最後の段階で記す。記録としては何処に、どのように保管したかを記録しておく。重要文化財のような重要資料の場合は特別な扱いをされるが、一般的資料の場合は同系分類資料とともに配置保管されるのが一般的である。修復によって劣化の速度を幾ばくかはおくらせることが出来ただけで劣化を止めたわけではないし、修復しなければならない意味があつてなされたのであるから、その後の保管には十分な配慮が必要である。

報告書1, 2には染織資料の幅という形態と重要資料という性格から「～以上の方針に基づいて修理し、保存のため表裏別々の桐箱に納め、ガラス蓋をしたが、密閉を避けるためわずかの隙間を設けた」とあり、保管の容器の素材と空気環境への配慮の記録がなされ、

他の関係者が資料を扱う際の情報となっている。

宇佐美松鶴堂の報告には小袖形態をとっていたり、平面構成ではあるが、折りたたむことからの劣化防止の意味からの保管は「～夜着だたみにし、白羽生二重の綿入り枕で養生し、白羽二重で包み、たとうに収納した。」また「～小袖はたたまずに、保存箱に収納した。箱の下部にはマット仕立ての旧裏地も合わせて収納した。」とある。此処での「たたまずに」は理想的な保存方法であるが、一般的には収納環境に合わせて「たたむ」という作業が加えられる。この時、例えば夜着だたみにするか、着物だたみにするかは保管において記録することが重要な事柄なのである。それは背縫いにかかる歪みが劣化を加速させる事になるからであり、その事を次の世代の関係者が同様の収納をすることが資料の劣化を遅らせる要素になるからである。その情報は記録以外ないのである。

4 修復に関して染織資料、構成方法、製作年代、織文様、組織、素材等に関する記録

重要な染織文化財であればあるほど、学芸員、研究者や関係者にとってこの部分の記録が重要視される場所である。それは修復過程から発見される資料の未知の部分の解明がすすむからである。多くはこの記録だけが独立した記録や報告論文となっている場合が多い。それは、修復とは別に染織資料の価値付け、年代解明が追求されたことによる結果である。であるから、反対に修復に関連して染織資料の解明がなされた記録は稀なことなのである。

報告文1についてみると、三つの小表題をつけ資料の解明をしている。法隆寺献納宝物という重要資料からくるところもあるが「～他の類似幅との比較と製作年代の推定」「～文様からみた製作年代の推定」「～文様復元

に関する一考察」とある。すなわち、保存修復した染織資料の考察を記録して、歴史資料としての位置付けを解明にしようとする考察を試みた結果の記録である。

資料の一つである幡の構成と構成法量と文書資料から製作年代を割り出し、幡の花葉の文様の形状、様々な類型文様の検討、更には残存裂の僅かな文様配置の状況から全体を類推する手法をすすめる時代を推定している記録である。

報告文2では1と同様に形態、仕立て方、使用されている裂、法量、朱書銘等を類似幡と比較検討し「～比較してみた結果、正倉院の道場幡と同じものであるといえよう。～白地綾の題箋が付けられ、～修理幡においては、上部のごく一部の文字しか読み取れないが白地綾に書かれていることなどからして、道場幡に付けられていたものと同種であるとみて大過ないものとする。よって今回修理した～は聖武天皇一周忌齋会の道場幡に使われたうちの一旒であるといえよう。～」とある。すなわち、資料の古い裂からその裂の履歴を知ることができ、記録としての内容に広がりとし重みをましている。

また、構成の構造から資料の原形にさかのぼることがある。例えば宇佐美松鶴堂の報告にある修復で京都国立博物館所蔵の「松皮菱取りに雪輪藤文様辻が花染打敷」では「小袖であった裂を縦、横に継ぎ、ほぼ正方形の打敷に仕立ててあるのを解体、表裏の縫い合わせを解いた。特に表と裏の縫い合わせの不具合により、不自然な皺が発生していた。～表各縫い合わせを解くと、前右身頃、後左身頃、後右身頃、前左身頃、右袖、左袖の6枚の裂に分かれた。ただし、～」とあり、その状況から一部を復元し「亀甲椀垣に藤文様辻が花小袖」に復元した記録がされている。

また、報告文2では「～即ち台紙へ仮貼りしたときに、一部遊離していた題箋裂を、本来なら下へ垂下すべきところを誤って上へ倒

して糊付けしてしまったために、不可解な現象を生む結果となったものである。従って、誤って糊付けされていた部分を取り外し、本来あるべき位置へ戻すことにした。」と記録されている。

このような資料の履歴の変更は記録として現状の記録と修復の記録を正確にしておくことも記録の目的であるところでもある。

5 修復依頼先の明記

多くの場合、修復は外部に依頼される。依頼先を明記しておく。依頼発注日、修復納品日、修復見積、納品価格、修復責任者、担当学芸員名等基本事項の明記が必要である

V 考察

染織文化財または染織歴史資料の修復技術の記録は原材料をいかに形態維持したか、何を加えたか、何を除いたか、どのような技術処置をしたか、劣化の原因の追求とともにそれを防止する提案もふくめてなされなければならない。それは、また歴史の証明資料を次の世代にできるだけ原資料の状態を引き継がなければならないからである。

報告文1、2を報告書の資料として、AICの「AIC CODE OF ETHICS AND GUIDELINES FOR PRACTICE」のDOCUMENTATIONを拠り所に染織文化財の保存修復の記録のあり方について具体的資料をもとに検討をすすめてきた。今回参考にした報告書は研究報告のための報告書であって染織資料の保存のための博物館としての資料記録とは異なる記録と判断している。

今後、記録の様式等が検討される時に、今研究報告書からより望ましい保存修復のための記録の在り方について、この記録に加えて提案するものである。

まず、第一に修理の優先順位の決定に関する記録をする必要がある。なぜこの染織資

料を修復の対象にしたのかを十分に説明記録しておく必要がある。「報告書1」には冒頭に法隆寺献納宝物であると記されているので其れは理解できるが、献納宝物裂が他にありにも関わらずなぜ「幡」なのかの修復決定の道筋をはっきりしないことである。仏教的理由からか、法隆寺献納宝物だからか、正倉院宝物と比較検討の可能性があるからなのか、修理の優先順位の決定その記録を誰が読んでも理解できるようにしておくことが重要なのである。それは、次期修復の足がかりになると判断するからである。

次に、それぞれの染織資料がそれまでどのような保存収蔵環境にあったかを記して置く必要がある。すなはち、巻かれたままで放置されていたのか、箱に入れられていたものか、布に包まれていたのか、の明記が必要であろう。それは修復後の劣化を極力少なくする情報だからである。保存収蔵の環境と劣化の原因と状況は密接に関係すると考えるからである。

報告文1, 2ともに外部に修復修理を依頼している(今報告の修復は館内にて澤田氏自身も修復に当たった)。修復技術をもつ専門家を有しない収蔵施設の人材環境ではよくある事である。問題は修復に関する細かい記録が残せないまたは残しづらいことである。細部の技術情報は修復していく作業途中で得られる事が多いものである。だとすれば、修復依頼者は修復者の情報を得て記録し、保管しておくのが必要であろう。本文でも記したが原資料の縫製技術が製作時代を証明することがあるからである。表面から技術を分析する場合と解体した裏中側から針目の流れを観察するのでは針目の示す情報に違いがあることがある。また、これは修復技術者しか目に行うことがないからである。

加えて、色についての記録が同時にあることを期待したい。次期修復時での変化の記録をすることが可能になるからである。

記録の課題はこの報告者のように収蔵館の学芸員として染織領域の専門家が配されている場合は保存管理に配慮できるが、多くの場合はそのような状況にはならない。とすれば、外部委託した染織資料の記録はどの担当者がし、何処に保管するのかという問題がのこる。一般的には収蔵品登録カードと共に配置されるが、是非一部を当該染織資料とともに配置することを提案したい。

記録の内容については本文の中で提案したので加えて提案すべきもののみを考察として記した。

VI おわりに

今回は東京国立博物館の報告書「MUSEUM」に掲載されている資料にしぼって、それも法隆寺献納宝物という特殊な修復報告に絞って報告書ののぞましいあり方について検討したが、他に種々の収蔵機関の修復に関する報告書があるので今後更に検討を進め、よりのぞましい記録とはどのような内容、方法にしたら良いのか研究を継続したい。

今回、本研究の資料に使用させていただきました東京国立博物館の沢田むつ代氏に紙面にて感謝申し上げます。また記録の在り方についてご示唆たまりました東北芸術工科大学大学院教授松田泰典氏にお礼申し上げます。

〔引用文献〕

- (1) 京都国立博物館等
- (2) 三浦定俊書「世界の文化財倫理綱領の 現状」博物館研究 より、以下の4団体が倫理綱領や実務基準を制定している。

1. ICOM

(国際博物館会議保存委員会)

2. ECCO

(保存修復団体欧州連合体)

3. AIC

(アメリカ文化財保存学会)

4. IIC-Canada

(国際文化財保存学会カナダグループ)

(3) AIC の保存と修復に関する実務基準に「記録」
に関して下記の5項目に詳しく記されている。

24 Documentation

25 Documentation of Examination

26 Treatment Plan

27 Documentation of Treatment

28 Preservation of documentation

(4) 報告文1は「MUSEUM」374号 1982年5月
号 p11～23

報告文2は「MUSEUM」382号 1983年5月号
p4～15

(5) 京都造形芸術大学編岡田文男編集責任「文化
財のための保存科学入門」p209～212 株式
会社飛鳥企画 平成14年10月

[Abstract]

A Study of the Documentation of Treatment for Conservation of Dyed Textile Cultural Goods :

The Record of Treatment for Dyed Textile Cultural Goods of the Tokyo National Museum

Kazuko FUKUYAMA

This study examines the documentation of the treatment and restoration of dyed textile cultural goods. The documentation has no standard code or system in Japan. Conservators in Japan record restoration using the U.S. or European codes. The documentation of treatment and restoration of dyed textiles used by the Tokyo National Museum is recommended for use throughout Japan. This system includes the content of documentation in the code, the treatment plan, the documentation of treatment and the preservation of documentation of the AIC. However, a system more detailed than the documentation of the Tokyo National Museum is needed, especially concerning recording the techniques used for restoration.